

各種規定の一部改定について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

福岡中央銀行では、**手形・小切手の振出期限の設定**および**他行手形・小切手の預金入金**の受付終了の実施に伴い、改定日に下記のとおり各種規定の一部改定を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 概要

改定する規定	①当座勘定規定 ②普通預金規定 ③貯蓄預金規定 ④納税準備預金規定	
改定日	2026年10月1日	
改定する条項	上記 ①	1.(1)、7.(1)、8.(1)(2)、18.(1)、19.(1) 小切手用法2、約束手形用法3、為替手形用法3
	上記 ②,③,④	2.(1)(2)
改定内容	<p>(1) 最終振出期限（2026年9月30日）の明記</p> <p>(2) 振出日の記入を明記（振出日が白地の場合は支払を拒絶することがあります）</p> <p>(3) 他行が支払場所の手形・小切手の受入れの終了（2026年9月30日）</p> <p>(4) 振出期限を超えた当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手の受入れの終了（2026年9月30日）</p>	

2. 主な改定（改定箇所のみ記載）

【①当座勘定規定】

<下線部が改定箇所>

改定前	改定後
<p>1.（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>7.（手形、小切手等の支払い）</p> <p>(1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>8.（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p>	<p>1.（当座勘定への受入れ）</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする小切手については受入れません。</u></p> <p>7.（手形、小切手等の支払い）</p> <p>(1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>8.（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026年9月30日までに振り出されたものに限り。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 <u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p>

（次項につづく）

【①当座勘定規定】

改定前	改定後
<p>18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で、振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p>	<p>18. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で、振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または、振出日の記載がないものが呈示された場合には、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>19. (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または、振出日の記載がないものが呈示された場合には、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p>

【①当座勘定規定 小切手用法】

改定前	改定後
<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも、呈示をうければ、支払うことになりま すからご承知おきください。</p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも、呈示をうければ、支払うことになりま すからご承知おきください。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から 支払いません。</u></p>

【①当座勘定規定 約束手形用法】

改定前	改定後
<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだ け</u>記入してください。</p>	<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入し てください。</p>

【①当座勘定規定 為替手形用法】

改定前	改定後
<p>3. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できる だけ</u>記入してください。</p>	<p>3. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 記入してください。</p>

【②普通預金規定】 【③貯蓄預金規定】 【④納税準備預金規定】

改定前	改定後
<p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、預金のほか、手形、小切手、配当金領収書 その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。） を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）小切手要件（とくに振出 日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する 義務を負いません。</p>	<p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、預金のほか、手形、小切手、配当金領収書 その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。） を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は 受入れません。また、2026年9月30日を超えて振り出された当行 を支払場所とする約束手形・為替手形および当行を支払人とする 小切手については受入れません。</u></p> <p>(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）<u>および</u>小切手要件（とくに振 出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充す る義務を負いません。</p>

お問い合わせは、当行担当者もしくはお取引店までお願いします。

以 上